

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 改正理由と内容

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止となるため、規定を整備する。

2 新旧対照表

新	旧
○大田区個人情報保護条例 平成10年10月12日 条例第66号 改正 平成15年6月24日第25号 平成16年3月16日第1号 平成17年3月18日第32号 平成27年9月30日第60号 平成28年3月14日第7号 平成29年3月13日第2号 平成30年3月12日第2号 <u>令和4年3月 日第 号</u>	○大田区個人情報保護条例 平成10年10月12日 条例第66号 改正 平成15年6月24日第25号 平成16年3月16日第1号 平成17年3月18日第32号 平成27年9月30日第60号 平成28年3月14日第7号 平成29年3月13日第2号 平成30年3月12日第2号
目次 (略)	目次 (略)
第1条 (略) (定義)	第1条 (略) (定義)
第2条 (略) (1) (略) (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報(第3号の3に規定する特定個人情報を除く。)を除く。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別する	第2条 (略) (1) (略) (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報(第3号の3に規定する特定個人情報を除く。)を除く。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それによ

新	旧
<p data-bbox="236 324 710 353">ことができることとなるものを含む。)</p> <p data-bbox="204 427 627 456">イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p data-bbox="180 481 523 510">(2)の2から(7) (略)</p> <p data-bbox="148 535 539 564">第3条から第38条まで (略)</p> <p data-bbox="236 589 320 618"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="180 642 762 672"><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="906 324 1453 400">り特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p data-bbox="874 427 1297 456">イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p data-bbox="850 481 1193 510">(2)の2から(7) (略)</p> <p data-bbox="818 535 1209 564">第3条から第38条まで (略)</p>